

## 放課後子ども教室・放課後児童クラブの事業概要

放課後子ども教室（担当：生涯学習課）	放課後児童クラブ（担当：福祉課）
<p><b>【主 旨】</b>  <u>すべての子どもを対象として</u>、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組みを推進する。</p>	<p><b>【主 旨】</b>  <u>保護者が労働等により昼間家庭に居ない子どもを対象として</u>、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、保育（学童保育）を行う。</p>
<p><b>【根 拠】</b>  放課後子ども教室推進事業実施要綱（文部科学省所管）</p>	<p><b>【根 拠】</b>  児童福祉法第6条の3第2項（厚生労働省所管）</p>
<p><b>【実施状況】</b>  箇所数：2（川村小学校・三保小学校）  実施日：毎週水曜日 放課後～17時（10月～3月は16時まで）  ※夏休み中も数回実施あり。（午前中2時間半程度）  利用料：無料（別途保険料800円/年）  登録数：150名（令和元年度現在）  従事者：コーディネーター、学習アドバイザー、安全管理員</p>	<p><b>【実施状況】</b>  箇所数：1（川村小学校）  実施日：平日 放課後～19時（後30分の延長あり・別料金）  土曜等 8時～19時（前後30分の延長あり・別料金）  利用料：8,000円/月（別途おやつ代2,000円/月）  登録数：109名（令和元年度現在）  従事者：施設長、支援員</p>
	
<b>放課後子ども総合プラン（旧プラン2015～2018・新プラン2019～2023）</b>	
<p>●放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施  ⇒ 川村小学校においては両事業の併用を推進しており、国が定義する一体化に適合。</p> <p>●教育委員会と福祉部局の連携による総合的な放課後対策の推進（運営委員会の設置）  ⇒ 子ども・子育て会議と放課後子ども総合プラン運営委員会とで委員を兼任として、町の子ども・子育て支援事業を総合的に推進。</p>	